

鎌倉市公告 第50号

鎌倉市まちづくり条例（平成23年10月条例第8号）第36条の規定に基づき「中規模開発事業土地利用方針届出書」が提出されたので、同条例第37条第1項の規定に基づきその関係資料をまちづくり景観部土地利用調整課において、平成28年4月16日から平成28年4月26日まで公衆の縦覧に供します。

平成28年4月15日

鎌倉市長 松尾



開発事業の目的	戸建用宅地（4区画）
事業区域の地名地番	鎌倉市 笛田三丁目997番地の一部
開発区域の面積	922.93㎡
事業者の住所氏名	東京都墨田区江東橋3-13-1 KS15ビル6階 新興商事 株式会社 代表取締役 岡部 照夫

事業番号
27 - 196